

## 第125回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成27年8月6日(木)

招集場所 米子市役所 議会第2会議室

開 会 午後1時30分

出席委員  
1番 佐々木 知俊委員    2番 田口 正廣委員    3番 高橋 敦美委員    4番 田邊 雄一委員  
5番 遠藤 泰三委員    6番 安田 浩史委員    7番 生田 英夫委員    8番 大縄 敬次委員  
9番 仲本 悟委員    10番 伊塚 定弘委員    11番 泉 新一委員    12番 大東 清彦委員  
14番 森田 正敏委員    15番 中本 公平委員    16番 足立 寛隆委員

欠席委員 13番 林原 成子委員    17番 松林 貢委員

事務局 高西会長    田村事務局長    宅和係長    山本主任    長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議席の決定
- 4 議事録署名委員の指名
- 5 議事
  - (1) 農地法各条申請審議等
    - ア 第21号 農業委員会のあっせんに基づく農地の交換申立てについて
    - イ 第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
    - ウ 第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
    - エ 第24号 米子市農用地利用集積計画の決定について
    - オ 第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議会議員の事務報告
- (7) その他

議事開始 午後2時42分

議長（佐々木委員）

そうしますと揃われたようですので、本日は松林部会長さんがここに座られるはずでしたけれども、所用で欠席の為、私、佐々木が議事進行を代わって行いますのでよろしくお願いいたします。また私事ですが、1ヶ月間入院をいたしまして、その間お見舞いやら大変迷惑をおかけしまして、色々ありがとうございました。この場をもちましてお礼申し上げます。

そうしますと現地調査に引き続き、第125回農地部会を開催します。まず最初に日程3の議席の決定ですが、米子市農業委員会農地部会会議規則第7条の規定により、議席の決定をもとめます。議席の決定は先ほどの抽選のとおりとしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議席の決定は先ほどの抽選のとおりといたします。それでは議席番号と氏名を事務局より報告します。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。そういたしましたら議席番号とお名前を報告いたします。1番佐々木知俊委員、2番田口正廣委員、3番高橋敦美委員、4番田邊雄一委員、5番遠藤泰三委員、6番安田浩史委員、7番生田英夫委員、8番大縄敬次委員、9番仲本悟委員、10番伊塚定弘委員、11番泉新一委員、12番大東清彦委員、13番林原成子委員、14番森田正敏委員、15番中本公平委員、16番足立寛隆委員、17番松林貢委員、以上でございます。

議長（佐々木委員）

ありがとうございました。そういたしますと最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは議席番号2番の田口正廣委員と、議席番号3番の高橋敦美委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。また本日の欠席は、先ほどの松林委員さんと林原委員さんの2名でございます。それでは審議に入ります。はじめに5ページの議案第21号をお願いいたします。農業委員会のあっせんに基づく農地の交換申し立てについて、下記交換あっせん申立書について、農業委員会等に関する法律第6条第2項第2号の規定による、交換あっせんをしたいので審議を求めます。

6ページ、番号1の米原6丁目について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号1のあっせん交換申し立てについて説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、お互いの農地を交換することによって、耕作するにあたり、便利が良くなることから、農地交換のあっせんを申し立てられたものです。交換相手の1人が農地法第3条の下限面積要件を満たしておりますので、農地交換のあっせんをするのに問題はないと思われまゝ。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（佐々木委員）

ただいま、事務局説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

4番（田邊委員）

これは親戚関係か何かですか。

事務局（山本主任）

こちら本家と分家です。

高西会長

それにしてもよく似たような面積がありましたね。

議長（佐々木委員）

そういたしますと、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、交換あつせんすることを決定いたします。

それでは続きまして、7ページ、議案第2号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により、許可したいので議決を求めます。

8ページ、番号17と番号18の米原6丁目について、関連しますので一括で審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号17と番号18の米原6丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は農地交換の案件です。耕作の利便を向上させるために、お互いの農地を交換しようとするものです。取得後の経営面積は、31aと8aで変わりありません。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（佐々木委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告ございませんか。

8番（大縄委員）

特にないです。事務局の報告のとおりです。米原の北高の近くです。

議長（佐々木委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等ございますか。ないようですので、そうしますと採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号19の二本木について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号19の二本木について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の孫になる譲受人が贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は52aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（佐々木委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

9番（仲本委員）

現地調査の結果ですけれども、さきほど事務局が説明したとおり、親族間の贈与であるということ、現地は結構その辺は荒れた土地が多いのですけれども、適正に管理されておりました。

議長（佐々木委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号20と番号21についての岡成について、関連しますので一括して審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号20と番号21の岡成について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、農地交換の案件です。お互いの農地を交換することによって、耕作がやりやすくなることから、農地を交換しようとするものです。取得後の経営面積は、番号20が171a、番号21が190aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（佐々木委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（中本委員）

20番の譲渡人が所有する農地155㎡と、21番の譲渡人が所有する農地220㎡を交換しようとするものです。20番の申請地を隣接のほうに21番の譲渡人が耕作しており、平米数がかなり違いますけれども、対等交換とはなりません、農地を交換することによって、お互いの便利が良くなり、耕作がやりやすくなることから、以前から話があったわけですが、片方のお父さんが亡くなられて、この際にきちんとしたほうがいいんじゃないかということで、今回申請に至ったということでございます。現状につきましては、岡成堤の下のほうですけど、それぞれ綺麗に畑で耕作されております。内容的にはそういうことですので、許可の要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（佐々木委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

16番（足立委員）

おんなじものを作られるのですか。

15番（中本委員）

そうですね。畑で管理されますので、20番のほうの周りに21番の方が前々からたくさん作っておられまして、対等的な交換にはなりませんけれども、一括だと管理しやすいということで今回申請されました。

16番（足立委員）

作っているのは豆ですか。

15番（中本委員）

今ですか。今はね、畑でこの間行ってみたら春物が終わってね、今度は秋物の作業でした。

16番（足立委員）

豆にいいからとか、あれにいいからというわけではないんですか。

15番（中本委員）

じゃないですね。20番の大きな面積の一角に21番の150㎡があるので、多少は損してでも一括して管理をしたいということです。

高西会長

結局、評価の差はあるけども、お金のやり取りはなかったっていうことですね。

15番（中本委員）

ないです。農地の便宜上良くなるということです。

議長（佐々木委員）

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号22の夜見町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号22の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、申請地の隣で耕作している譲受人が、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は134aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（佐々木委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

11番（泉委員）

22番ですけど、現地調査をした結果、譲受人の人が既に耕作されておられまして、現状畑も管理されているので、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（佐々木委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号23の河崎について、事務局から説明をお願いします。

事務局説明（山本主任）

失礼します。番号23の河崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の子にあたる譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は36aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（佐々木委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

8番（大縄委員）

23番の河崎のものですが。管理は他の方に頼んでやってもらっておられるようです。ですから問題ないと思います。

議長（佐々木委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

結局、他人さんに作ってもらっているということですね。

8番（大縄委員）

そうですね。

高西会長

それは、ということは小作ですか。

8番（大縄委員）

いや、そうでもないです。

高西会長

届出がしてあるわけかな。

8番（大縄委員）

はい。



高西会長

ということは手続きはどうなっていますか、そういった場合は。

事務局（宅和係長）

作業委託ということだと思います。利用権設定ということではなく、作業をお願いしているのです、作業委託ということだと思います。

高西会長

いや、私が言いたいのは、作業委託っていうことはあくまでも自分が、農業の経営主体は地権者がすることですけれども、今頃そのような人は少ないですよ。水稲などでは今頃は少しはあるけど。畑はちょっと、これは畑でしょう。そうすると、畑はこのようなことは少ないので、それで貸してほしいというようなことで作っておられるのかなど。そのような時は、まあ届けがないので、小作ていうかな、できればそういうものがあれば委員会としても指導してな、きちんと利用権設定をしてもらおうといいですけどね、と。

事務局（宅和係長）

失礼します。そういたしますと事情を本人さんに確認しまして、もし利用権設定のほうが適正ということであれば、追って指導させていただこうかなとは思っておりますので、よろしく申し上げます。

高西会長

いつも言うことですが、3日前の新聞にもありましたけども、なかなか農地バンクをしても来ないし、利用する人も少ないということで、税金を上げないといけないので、できるだけそういうことは地権者の人に教えてあげて、そうしてしてあげておいたほうがいいかなって。

議長（佐々木委員）

ありがとうございます。そういたしますと採決をしたいと思いますが、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、10ページの議案第23号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

11ページ、番号27の大篠津町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6 番（安田委員）

はい、それでは説明させていただきます。27番ですが、申請者は議案のとおりです。申請地は大篠津の畑で面積が241㎡です。申請者は松江市のアパートに現在家族3人で生活していますが、手狭になったこともあったこともあり、境港市内の勤め先の航空自営美保基地に近いところに、建築を計画したものでございます。土地改良区の同意や実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は住宅公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。また、市街化調整区域の開発許可についても、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しています。転用については問題ないと思われますので、ご審議、よろしくお願いします。

高西会長

賃料が〇〇円というのは初めて出てきたけど、これは779㎡に対して〇〇円ということですかね。

事務局（長谷川主任）

議案32番の太陽光でしょうか。今は議案27番ですが。

高西会長

ああ、申し訳ない。勘違いしていました。

議長（佐々木委員）

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号28の淀江町今津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7 番（生田委員）

28番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町今津の田で面積は386㎡です。申請人夫婦は、市内のアパートで生活していますが、近々、子どもが生まれ、今後、アパートでは手狭になってくるため、妻の祖父が所有している申請地に住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。また、淀江町今津は「非線引き都市計画区域」であり、3,000㎡未満の開発には許可が不要であるため、本件については開発許可がいらぬことを確認しています。転用に

については問題ないと思われまますので、ご審議、よろしくお願ひします。

議長（佐々木委員）

ただいま番号28について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号29の尾高について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

15番（中本委員）

29番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の田で、面積は218㎡です。場所について、今日行っておりませんけども、場所は先月の現地調査で行ったところの一区画です。内容につきましては、申請人は家族で倉吉市内のアパートで生活してありますが、米子への転勤が決まったこともあり、また、尾高に実家があることから、その近くに家を建てようと考えて今回の申請地を選んだものです。隣接耕作者の同意もあります。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路に接しており、500m以内に2つ以上の病院がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われまます。伯仙地区は都市計画区域外であり、開発許可が必要ないことを確認してあります。転用について問題はないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（佐々木委員）

ただいま番号29について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

高西会長

いい値がするね。一反が〇〇円からというのは。

15番（中本委員）

ですね。どうも会長もこの前言われてましたように、整備されていて、それに基づいて交渉されたようで、最初の単価とはかなり違ったようで、私もそのことを質問したようなことがありましてね。

議長（佐々木委員）

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号30の河崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

#### 8番（大縄委員）

30番の議案について説明します。申請者は家族で妻の両親と一緒に生活していますが、4人の子どもたちが大きくなってきたこともあり、妻の父親名義の申請地に住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、住宅用や公共施設等が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。また、市街化調整区域の開発許可についても、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しています。転用については問題ないと思われますので、ご審議、よろしく申し上げます。

#### 議長（佐々木委員）

ただいま番号30について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号31の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

#### 2番（田口委員）

番号31番について説明します。申請者は議案のとおりです。現地調査でも行きましたが、申請地は彦名町の畑で面積は525㎡です。申請者は夫婦で市内のアパートで生活していますが、将来の子育てのことや二人暮らしをしている妻の両親のことなどを考えて、妻の実家の隣にある、申請地に住宅の建築を計画したものです。申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当すると思われますが、市街化調整区域の開発許可については、都市計画法第34条第12号に該当する見込みがあることを確認し、同時に集落に接続して住宅を建築するため、転用については問題ないと思われるのでご審議のほどよろしく申し上げます。なお、申し遅れましたが、申請にあたり実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。以上です。

#### 議長（佐々木委員）

ただいま番号31について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号32から13ページ番号34の大崎について、関連しますので一括で審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（安田委員）

失礼します。今日最初に現地調査したところと2番目に行ったところですが、番号32番から番号34番まで、関連していますのでまとめて説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は現地調査で最初に見ていただいたところで、番号32番の面積が1,051㎡です。2番目に見ていただいたところで、番号33番は779㎡、番号34番は99㎡です。事業としましては、番号32番の敷地で1箇所、番号33番と34番の敷地を合わせて1箇所、合計2箇所の太陽光発電施設を建設しようとするものです。33番と34番の農地は議案に書いてあるとおり賃貸借です。申請している法人の代表は番号32番と33番の土地所有者のお子さんにあたります。34番の99㎡の農地は内浜産業道路に面しており、33番の敷地と一体で太陽光発電施設の敷地として利用するために売買で取得しようとするものです。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（佐々木委員）

ただいま番号32から34について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

事務局（長谷川主任）

すいません。先ほど会長さんからご質問がございました、土地の賃料についてでございますが、地元の委員さんから話がありましたように、これは親子で、子どもが、親御さんの田が内浜産業道路から中海側にかけてなかなかもう水田が難しいということで、遊んだ土地になっておりまして、そこで子どもさんが太陽光をしたいと考えられまして、ここ全てまとめて賃貸借で借りるところを全部まとめて月額〇〇円で、それでも固定資産税が上がるということで借りようと計画されたものです。よろしく申し上げます。

高西会長

はい。分かりました。

議長（佐々木委員）

続きまして、14ページ、議案第24号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が8件、所有権移転が1件ございます。それでは、利用権設定各筆明細について、17ページ番号8-1から、18ページ、番号8-7までを一括して審議いたします。そういたしますと事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼します。利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、11筆142a、畑に関するものが、1筆14aでございます。

17ページ番号8-1は再設定でございます。

番号8-2は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、大山町を含めて438aとなります。この度は、JAの遊休農地対策センターの世話で貸し借りすることになったようでございます。この方、大山町では芝・花を生産されておられるようですが、今後は弓浜部で規模拡大していく意向があるとのことでございます。

番号8-3は貸付人の農業廃止による設定となっており、設定後の経営面積は、457aでございます。

番号8-4から番号8-5は再設定でございます。

番号8-6は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、57aでございます。

番号8-7は再設定でございます。

以上、番号8-1から番号8-7まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（佐々木委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。そういたしますと採決をしたいと思っております。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、20ページ、番号8-1を審議いたします。そういたしますと事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。20ページ、番号8-1は鳥取県農業農村担い手機構が、地主の希望により、賃貸借により農地中間管理権を取得するものでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（佐々木委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

ちょっと聞いてみるけど、この賃料というのは、これは数字を間違えているわけか、単位を間違えているわけか。

事務局（宅和係長）

申し訳ありません。今ちょっと気がついたので、訂正をお願いいたします。賃借料のところですが、10a当たり円というふう  
に書いてありますが、kgの間違いです。10a当たり30kgを賃料として支払うということでございます。よろしく申し上げます。

高西会長

中間管理機構は金ばっかりなんして、物納をさせるわけだな。

事務局（宅和係長）

物納も扱うということになっております。

議長（佐々木委員）

はい、ありがとうございます。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、所有権移転各筆明細について、23ページ、番号8-1を審議いたします。そういたしますと事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼します。23ページ、番号8-1ですが、ポロタンと言われている栗を生産するため、鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を取得しようとするものでございます。木の高さも最大でも3mまでで周辺農地に影響はないと聞いております。取得後の経営面積は112aとなります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（佐々木委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

これは担い手機構がもとの地権者から買っていたわけですか。

事務局（宅和係長）

失礼します。担い手機構が鳥取県からこの方に売るために事前に取得をしたということでございます。

高西会長

あ～、県からな。これ彦名ってことは干拓地ですか。

事務局（宅和係長）

はい。彦名新田の一番西端のあたりで、状態の悪いところです。

高西会長

ということは古いほうですね。

2番（田口委員）

私もちょっと関係しておりまして、どうやら売れ残りのようです。場所が荒れていまして。

高西会長

分かりました。ということは要するに、元の国有地を買ったようなものですね。あの、ちょっと突っ込んだことを聞きますが、このポロタンだかなんだかは、琴浦町が力を入れて特産物にだっていうことですがけれども、弓浜なんかでも、ああいうところでも栗なんかは耕作と言えおかしいけれども、土地は向いているわけですか。

事務局（宅和係長）

鳥取県農業農村担い手機構に問い合わせをしたところ、回答がありまして、栗につきましては、土質の要求水準が低い、土が悪くても育つということを確認しており、購入の決意をされたということ聞いております。

16番（足立委員）

あのね、栗っていうのはね、私が聞いている範囲では、浜のほうは栗にはすごく蜂が発生するらしいですね、厳しい蜂が。それで栗



ってやつは浜のほうでは作らんよ、作っちゃいけないよという話になってます。栗を彦名新田に人がおらんからだけでも、どんどん作ったら、あの辺通る人は刺されるので。

高西会長

いや、あまり弓浜で栗の木を見たことがないので。中間管理機構も担い手育成機構だけれども、受けたからなんとかしないと、特に国有地だから売らないいけないということもあってかなと、つい心配してちょっと聞いてみたのですが。

2番（田口委員）

私も関係していたというか、中間管理機構と本人が来て話を聞きましたところ、やっぱり勉強はしてるようです。琴浦町に行って。松江の人だったかな、かなり勉強して大丈夫だと。ただ私は周辺の耕作の人の了解をきちんともらいなさいと言っておきました。ちょっと難しい人がおられるので。

16番（足立委員）

栗についてはそういうあれを聞いております。

議長（佐々木委員）

いいですか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に、24ページの議案第25号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について 別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。25ページ番号1から2について、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。25ページ番号1から番号2につきましては、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理している農地 41aを、農用地利用配分計画案により、借受希望者に貸し付けようとするものでございます。

それでは、利用配分計画の借受者選定理由について説明いたします。

番号1は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の

経営面積は、5,332aでございます。

番号2は、隣接圃場を耕作する農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、93aでございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（佐々木委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当であると回答いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

28ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、28ページ番号15から18までの4件を受理しております。

続きまして、29ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、29ページ番号20から31ページ番号29までの10件を受理しております。

続きまして、32ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、32ページ番号12から13の2件を受理しています。

続きまして、33ページ(4)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記に係る照会に対し、1件を回答しております。

続きまして、34ページ、(5)農地転用現況確認書交付について、34ページ番号21から25までの5件を交付しています。

以上です。

続きまして、会長に、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長（佐々木委員）

そうしますと本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。よろしいですか。ないようです

ので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（宅和係長）

（事 務 連 絡）

議長（佐々木委員）

そうしますとこれを持ちまして、第125回農地部会を終了します。本日はご苦勞様でした。

閉 会 午後4時29分